

IT製品の関税撤廃を定めた情報技術協定 (Information Technology Agreement: ITA) は、1997年に成立したWTO協定の一つです。この協定の下、コンピュータ、通信機器、半導体、ならびに、それらの製品に使用される部品の関税撤廃が進められ、IT製品の貿易は大幅に拡大しました。下の図1に示すように、1996年から2008年の12年間で、ITA製品の貿易は数量・金額ともに3倍以上に増加しています。また、この協定には、2011年現在73か国・地域が加盟しており、ITA製品の世界貿易の97%をカバーしています。

ITAは、世界規模でのエレクトロニクス分野の貿易自由化を促進させ、社会インフラの整備、雇用の創出、製品の低価格化、生活様式の変化、消費者の利便性の向上などに非常

に大きな役割を果たしてきました。このような社会の発展への貢献を踏まえれば、ITAはWTOの中でも最も重要かつ成功した協定と言っても過言ではありません。

また、協定が成立した1997年以降、ITエレクトロニクス分野は目覚ましい発展を遂げました。飛躍的なスピードで技術の革新と融合が進み、新たな製品が次々と生み出され、製品の複合化・高機能化も進展しています。例えば、デジタルテレビやBD/DVD、デジタルビデオカメラ (カムコーダー)、カーナビゲーションシステムなどは、ネットワーク機能やデジタル技術の進化により、ITネットワークに組み込まれて利用される製品が登場しています。また、それら製品の主要部品である半導体も、新しいタイプに進化しています。

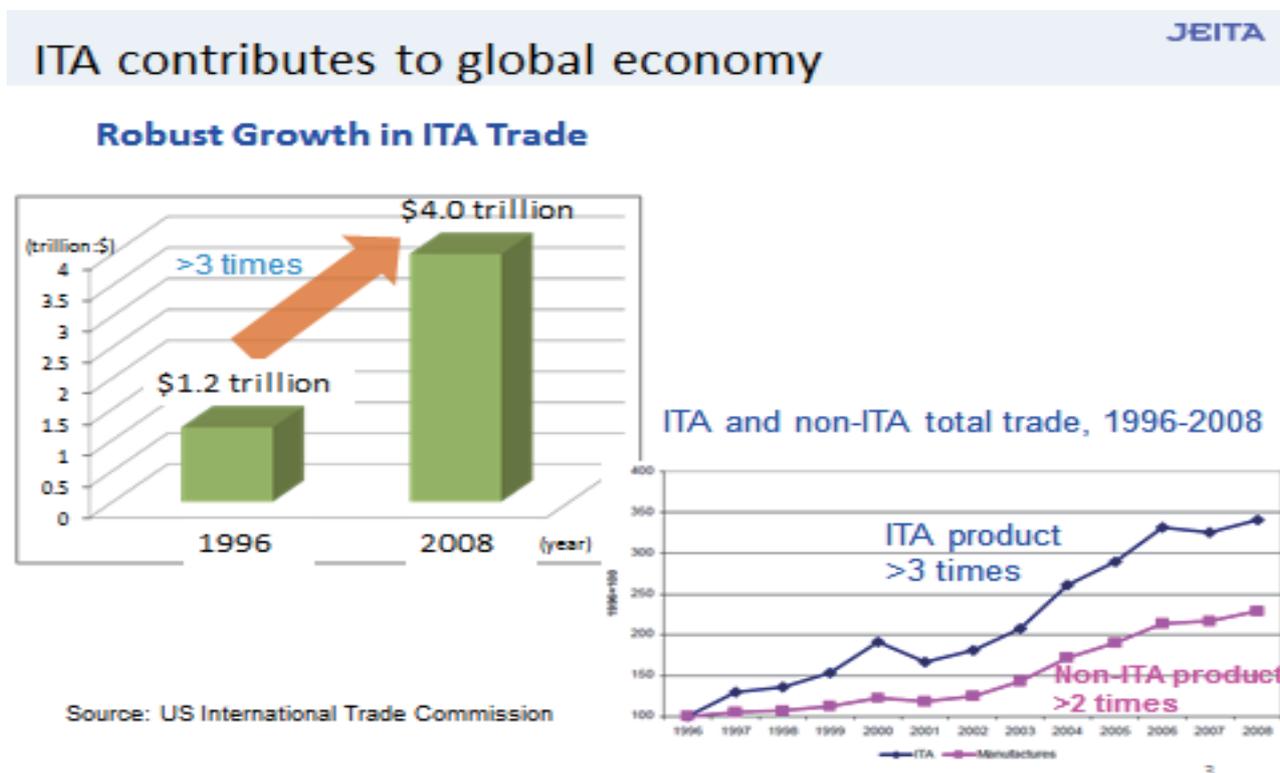


図1 ITAの世界経済への貢献

その一方で、協定成立以来15年が経過していますが、この間一度も対象品目が拡大されていません。図2のような、協定成立以降に生み出された新たな製品や複合製品、多機能製品の多くが協定の対象となっておらず、課税されているのが現状です。

また、現行の協定の下で対象とみなされるべき製品も、加盟国によっては独自の解釈や運用がなされ、その結果実質的に協定対象として扱われていない場合もあります。

このような ITA と取り巻く現状を改善するために、まずは早急に対象製品の拡大を図ることが必要です。さらに、技術の進展と製品を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、定期的に対象製品を確認しその整備が図られるようなメンテナンスのメカニズムを構築することが求められます。

IT エレクトロニクス産業は各国に生産流通拠点を有し、多面的なサプライチェーンをグローバルに展開しています。したがって、多国間で一律に関税を撤廃する ITA のようなマルチな協定は、その事業活動の促進と貿易の円滑化に大きく資するものです。

本年5月には、ITA 成立15周年を記念して加盟各国が一堂に会するシンポジウムがジュネーブで開催され、中鉢筆頭副会長がキーノートスピーチを行います。

当協会は、今後もこのような国際的な協議に場に参加し、各国産業界と連携を図りながら協定拡大に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

Examples of products outside current ITA coverage JEITA

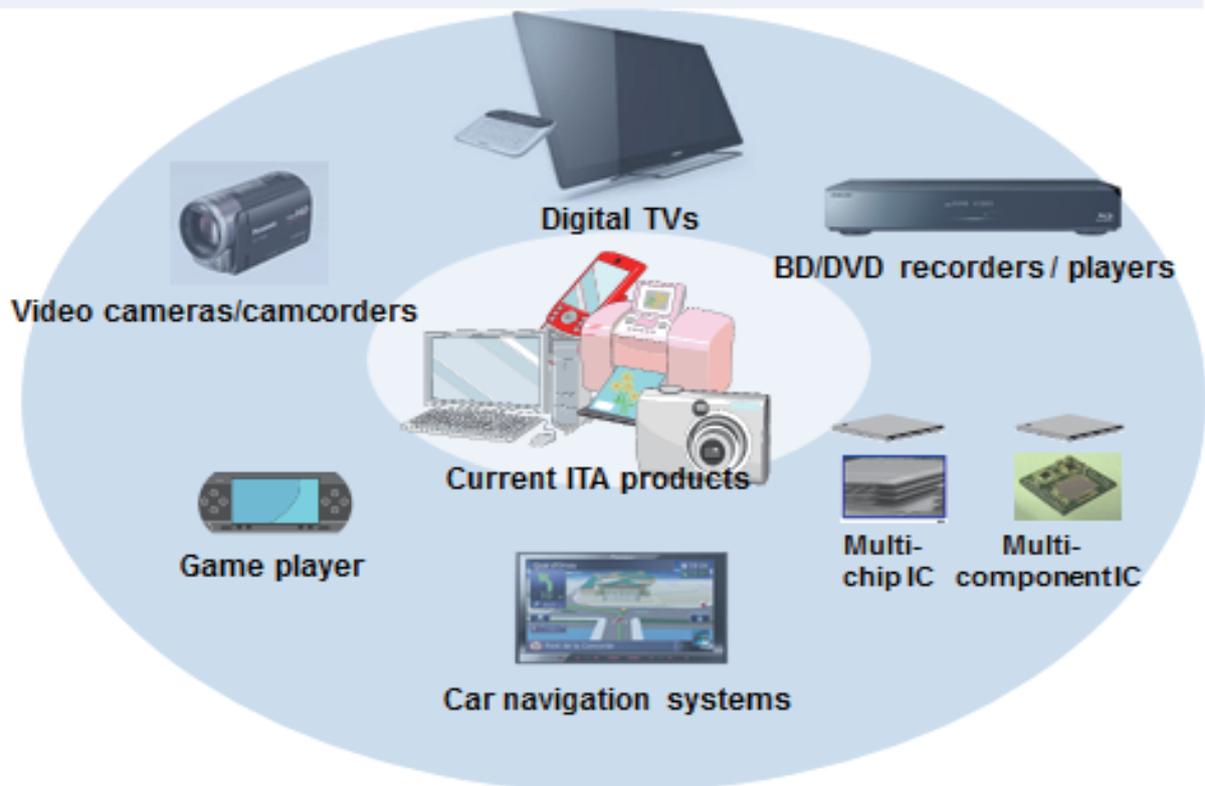


図2 現行の ITA 協定の対象外製品の例